

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年6月22日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき「(仮称)港町プロジェクト」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社コスモスイニシア横浜支社 神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番36号 支社長 渡邊 典彦
	指定開発行為の名称	(仮称) 港町プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (第3種行為) 高層建築物の新設 (第2種行為) 住宅団地の新設 (第1種行為) 大規模建築物の新設 (第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区港町1番ほか (区域面積: 約 44,380 m <sup>2</sup> )
	指定開発行為の目的	共同住宅等の建設
	指定開発行為の内容	分譲共同住宅3棟 延べ面積: 約 157,940 m <sup>2</sup> 、建物階数: 地下1階地上30階 建物高さ: 約 99.9 m、計画戸数: 1,500戸、計画人口: 4,500人
	指定開発行為の施行期間	平成20年3月～平成23年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成19年6月22日 (金) から平成19年7月23日 (月) まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く。) 時間: 午前8時30分から午後5時まで (大田区は午前9時00分から午後5時まで)
	縦覧場所	川崎市: 川崎区役所、大師支所、田島支所及び本庁 (環境局環境評価室) 大田区: 羽田特別出張所、六郷特別出張所、蒲田西特別出張所、蒲田東特別出張所及び大田区役所 (環境保全課)
	条例公聴会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例準備書関係住民から条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。</li> <li>条例公聴会開催申出書の提出期限: 平成19年7月23日 (月) まで (郵送の場合は7月23日消印有効)</li> <li>申出書の用紙: それぞれの縦覧場所に用意しています。</li> </ul>
	申出書提出先・問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号: 044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm</a>
今後の手続きの流れ	<p>条例公聴会開催の申出がある場合      申出がない場合</p>	<p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。</p>
		<p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。</p> <p>条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p>